

【金銭消費貸借契約規定】

第1条(元金返済額等の自動支払)

- 借主は、元金返済のため、各返済日(当日が銀行休業日の場合には、その翌営業日、以下同じ)までに毎回の元金返済額(半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額、以下同じ)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 銀行は各返済日に普通預金、総合口座通帳、両方請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻すうえ、毎回の元金返済の返済に充てます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済に充てる限りは、返済が遅延することとなります。
- 毎回の元金返済の各回の預け入れが各返済日に不足した場合には、銀行は元金返済と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱ができるものとします。

第2条(繰上げ返済)

- 借主が、この契約による債務を期限内に繰上げて返済できる日は、原則として借入要項に定める毎月の返済日以上の場合には繰り上げ返済日の7営業日前までに銀行へ通知するものとします。
- 繰り上げ返済により半年ごと増額返済分の未払い利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合には、前2項に上るほか、原則として下表のとおり取扱うものとします。

毎月返済のみの場合		年2回の増額返済併用の場合	
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金に合計	下記の①と②の合計額	①繰り上げ返済日に続く6ヶ月単位に取った毎月の返済元金 ②その期間中の年2回の増額返済元金
返済日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合には、繰り上げ返済後に適用する利率は、「借入要項」記載とおりとし、変わりません。		

第3条(保証料)

借主は次の各方式のいずれかにより、当該ローンにかかる保証料を保証会社に支払うものとします。

- ①保証料分割払い方式
- ②保証料利息に含めるものとし、借主は銀行を通じて当該ローンにかかる保証料を保証会社に支払うものとします。利息の支払遅延した場合には、当該保証料は銀行が借主に代わって保証会社に支払うものとします。

第4条(利率の変更)

- 借主は、利息、損害金の割合は金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度の上に変更されることに同意します。
- この契約による借入利率が変動金利の場合、借主(および連帯保証人)は、別途銀行所定の特約書を差し入れ、その約定に従うものとします。

第5条(期限前の全部返済義務)

- 借主について前項の事由が一つでも生じたときを銀行が知った場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、「借入要項」記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済します。
①借主が返済を遅延し、翌月の返済日までに元金(損害金を含む)を返済しなかったとき
②借主が差押または競売の申立を受けるとき、支払ひの停止、破産、民事再生の申立、または債務弁済協定調停もしくは特定調停の申立を行ったとき、または清算に入ったとき
③借主が租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
④借主が有形交換の取引で処分を受けたとき
⑤借主が電子債記録録簿を支配不能状態に陥ったとき
⑥借主が住所変更の届出を怠ったとき、借主の責めによる事由によって銀行に借主の所在が不明になったとき
- 次の各場合においては、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、「借入要項」記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
①借主が仮差押、仮処分を申し立てたとき
②借主が銀行に対する債務の一つについて期限に履行しなかったとき
③借主が銀行との取引約の一つで違反したとき
④連帯保証人に前項各号の一つ、または前3号の事実があったとき
⑤申立書記載事項において事実と異なる申告が判明したとき
⑥借主が暴力団員もしくは第15条第1項の各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした、または同条第1項の規定ごとく、表明・約款に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
⑦債権保全のために必要と認められるとき

第6条(銀行からの相殺)

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来した、または前条によって返済しなければならぬこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかにかわらず相殺できます。
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主の代わりに諸預り金の払い戻しを受け、この債務の返済に充当することができます。
- 前項の相殺が行われる場合、借主が前項に規定する借入および損害金の計算期間は、相殺計算実行日の日までの、預金その他の債権の利率については、預金約定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率に1年を365日とし、日割りで計算します。

第7条(借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とをその債権の期限のいかにかわらず相殺できます。
- 前項によって相殺をする場合、相殺計算を実行する日は「借入要項」に定める毎月の返済日と相殺できる金額、相殺の範囲は借主の銀行に相殺計算実行日の返済日の繰り上げ等については、第2条に規定するものとします。この場合、相殺計算を実行する日の営業日までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権・通帳は届出印を押印して直ちに銀行へ提出するものとします。
- 前項によって相殺をする場合は、借主の銀行の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金等の利息については預金約定の定めによります。

第8条(債務の返済にあつての順序)

- 銀行から相殺をする場合には、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の事由により、この債権の相殺にあつてはかを指定でき、借主はその指定に対して異議を述べません。
- 借主から返済または相殺をする場合には、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあつてはかを指定できます。なお、借主が他の債務の返済または相殺にあつてはかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べません。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、銀行は遅滞ないし異議を延べ、担保・保証の状況等を考慮してどの相殺の優先順位を決定するものとします。
- 前2項のおおきまたは第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第9条(代わり証書等の差し入れ)

借主が銀行に差し入れた証書等が、事変、災害等銀行の責めに帰することのできない事情によって証書その他の書類が紛失・滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代わりの証書等を差し入れます。

第10条(希望事項)

- 借主が銀行に提出した書類の印影(または暗証番号)を、届出印影(または暗証番号)に、相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め、請求者等が請求するのと過失なく判断して取引したときは、書類、印章等に偽造、変造、盗用等があつてもそのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第11条(費用の負担)

次の各項目に掲げる費用は、借主が負担するものとし、約定日に開かず普通預金・総合口座通帳および印紙戻請求書によらず、返済用預金口座から引落しのおえ、支払ひにすることに同意します。

- ①印紙代
- ②公正証書作成に要した費用
- ③催告書等支払督促に要した費用
- ④送達費用等法的措置に要した費用
- ⑤その他債権に対する権利の行使または保全に関する費用

第12条(届出事項)

- 借主および連帯保証人の氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があつたときは、借主は直ちに銀行に書面にて届け出るとします。なお、この届け出が遅れたために生じた損害は、借主が負担するものとします。
- 借主または連帯保証人が前項の届け出を怠った、銀行が借主から最後に届出のあつた氏名、住所にあつては通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、発信時効果が生じる場合を含めて通常到達すべき時期に到達したものとみなします。また届け出を怠つたために借主または連帯保証人に生じた損害については銀行は責任を負わないものとします。

第13条(成年後見人の届出)

- 借主または連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合、借主または連帯保証人は直ちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面により届出るとします。また、借主または連帯保証人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合にも同様に届出るとします。
- 借主または連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、直ちに任意後見監督人の氏名、その他必要な事項を書面により届出るとします。
- 借主または連帯保証人について、家庭裁判所の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされた場合には、前各条の定めと同様に届出るとします。
- 前各項目の届出事項に取消または変更(第1項の成年後見人等の地位や権限、行為能力が変動があつた場合を含みます)等が生じた場合にも同様に届出るとします。
- 前各項目の届出をおこなう前に生じた損害および届出を怠つたために借主または連帯保証人に生じた損害については、銀行は一切負担をかけるものとします。なお借主および連帯保証人は、第1項から第3項の場合の成年後見人等の法定代理人は、この契約締結時現在、行為能力者であることを確認します。

第14条(報告および通知)

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認め、調査をした場合には、担保の状況ならびに借主および連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供します。
 - 借主は、担保の状況、または借主もしくは連帯保証人の信用状態について重大な変動を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告します。
 - 借主もしくはその代理人等は、借主について後見、保佐、補助開始の審判を受けたときは、銀行に報告します。
- ### 第15条(反社会的勢力の排除)
- 借主または連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったと5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といふ)に該当しないこと、および次の各号のいずれも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確認します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 借主または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わぬことを確認します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- その他前各号に準ずる行為
- 借主または連帯保証人が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づき表明・約款に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって借主は銀行に対するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済するものとします。ただし、この請求は、不実の告知(詐欺)による取消や契約解除を妨げないものとします。
- 前項の規定の定めにより、借主または連帯保証人に損害が生じた場合にも、銀行にいっさいの請求をしません。また、銀行に損害(訴訟費用や合理的範囲の弁護士費用を含みます)が生じたときは、借主または連帯保証人がその賠償責任を負います。
- 第1項から第4項までの条項は、借主または連帯保証人がすでに銀行と取り交わしている融資契約にも同様に適用されるものとします。
- 第16条(債権譲渡)
 - 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関に譲渡(以下本条においては「借付」を含む)することができ、また、借主は、前記債権譲渡の際に銀行に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有してはならない旨を放棄します。
 - 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に關し、譲受人(以下本条においては「借入要項」に定める方法による)の委託者を含む)の代理人になり、借主は銀行に対して、従来どおり「借入要項」に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付します。
 - 借主、連帯保証人は、保証会社が必要と認めるときは保証会社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意します。
 - 保証会社は将来、借主、連帯保証人に対して有する債権を、第三者に譲渡もし、担保に提供できるものとします。この譲渡は、借主、連帯保証人は保証会社に対して有する相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅時効、その他一切の抗弁権を有してはならない旨を放棄します。
- 第17条(管轄裁判所の合意)
 - 借主および連帯保証人はこの訴訟、調停および和解の必要が生じた場合には銀行の本店または支店の所在地裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。
- 第18条(契約終了後の契約書の取扱)
 - 借主は、本債務の完済後引き続き銀行で本契約書が所定の期間保管されること、および所定の期間保管後銀行が契約書を破棄することに同意します。
- 第19条(連帯保証人)
 - 連帯保証人は、借主がこの契約によって負担する一切の債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
 - 連帯保証人は、借主の銀行に対する預金、その他の債権の相殺による履行拒絶はしません。
 - 連帯保証人は銀行が相当と認めるときは、他の保証を変更、解除しても無償を主張しないものとします。
 - 連帯保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間で、この契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、借主の同意がなければこれを行使しないものとします。も、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償でその権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。
 - 連帯保証人が借主と銀行との取引について銀行に保証している場合には、その保証は、この保証契約により変更されないものと、また他に限度額と定めがある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人が借主と銀行の取引について、将来他に保証した場面にも同様とします。
- 第20条(履行の請求)
 - 銀行は連帯保証人の一人に対して、履行の請求および催告をしたときは、借主およびその他の連帯保証人に対して履行の請求が生ずるものとします。
 - この契約が保証会社の保証に基づき行われた場合、次の各号が適用されるものとします。
 - ①保証会社による代位弁済後の債務者に対する履行請求は、他の債務者および連帯保証人に対してもその効力を生ずるものとします
 - ②保証会社による代位弁済後の連帯保証人に対する履行請求は、債務者および他の連帯保証人に対してもその効力を生ずるものとします
- 第21条(代位弁済による債務の履行状況に関する情報提供)
 - 借主は連帯保証人(銀行の委託を受けない連帯保証人を含みます)から銀行に対して請求があつた場合は、遅滞なく、銀行が保証人に対し、民法458条の2で規定されている所定の情報(主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に從つておこなうべきものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているもの額に関する情報)を提供することを承諾します。
- 第22条(団体信用生命保険)
 - 団体信用生命保険に加入する場合は、次の各項にのぞくものとします。
 - ①借主は連帯保証人(銀行の委託を受けない連帯保証人を含みます)から銀行に対して請求があつた場合は、遅滞なく、銀行が保証人に対し、民法458条の2で規定されている所定の情報(主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に從つておこなうべきものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているもの額に関する情報)を提供することを承諾します。
 - ②銀行が団体信用生命保険契約を締結するために借主の同意を必要とし、保証料が生じたときは、銀行の請求があつた場合に必要書類を作成することに協力します。
 - ③保険金は、この契約による債務の全額を基礎とし、その算定は銀行所定の算出方法によるものとします。
 - ④万一、保険事故が発生した場合、借主あるいはその相続人が直ちに保険金請求のために必要な手続きを済ませ、銀行に保険金請求を提出するものとします。
 - ⑤この団体信用生命保険が成立した後に、万一借主に保険事故が発生し、銀行がこの保険金を受領したときは、銀行は連帯保証人を該当ローンの返済に充当することとし借主はこれに同意するものとします。
 - ⑥借主または連帯保証人は①の保険金が保険約款の定めた契約額の無効、解除などにより保険金の支払いを受けられない場合も、銀行になんら異議を述べないものとします。
- 第23条(第三者弁済)
 - 借主および連帯保証人は、第三者による弁済申出があつた場合に、借主および連帯保証人の意思に反しないものとして取扱いに同意します。
- 第24条(代位弁済による債権譲渡)
 - 借主および連帯保証人は銀行と保証会社が借主の保証委託に基づき、保証会社を被委託者として保証委託契約を締結することに同意し、次のとおり約定します。
 - ①保証会社が発給のため、銀行が代位弁済により借主の債権を回収したときは、この契約に基づく銀行の債権(代位弁済金)を保証会社に譲渡されることを予め異議なく承諾します。
 - ②代位弁済金により、銀行が債権を回収できなかった場合、または代位弁済金が債権全額に満たなかった場合には、銀行の請求が残り次期返済に残金を支払ひます。
- 第25条(借主情報の確認)
 - 本契約に事業性資金を含む連帯保証人となつた者は、借主から民法465条の10第1項に定める次の各号の情報提供を受けたことを表明し、保証します。
 - ①財産及び取支の状況
 - ②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び取支の状況
 - ③主たる債務の担保に他に提供し、または提供しおとじているものがある場合はその旨及びその内容
 - 借主は、連帯保証人に対して提供した前項各号の情報が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
 - 借主は、連帯保証人に対して提供した前項各号の情報が真実かつ正確でなかったことにより、保証会社に損害が生じたときは、その責任を負うものとします。
 - 借主は、連帯保証人に対して提供した第1項各号の情報が真実かつ正確でなかった場合には、銀行の請求により、借主が銀行に負っているすべての債務の期限の利益を喪失するものとします。
- 第26条(保証人に対する債務の履行状況に関する情報提供)
 - 借主は連帯保証人(借主の委託を受けない連帯保証人を含みます)から銀行に対して請求があつた場合は、遅滞なく、銀行が連帯保証人に対し、民法458条の2で規定されている所定の情報(主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に從つておこなうべきものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているもの額に関する情報)を提供することを承諾します。
- 第27条(契約の変更)
 - 銀行は本契約規定を民法548条の4の規定により、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更することがあります。
 - 前項により本契約規定を変更する場合には、本契約規定を変更する旨および変更後の本契約規定の内容ならびに、その効力発生時期を、銀行の店頭掲示、または銀行のホームページでの掲載その他適切な方法で公表・周知したうえで本契約規定を変更できるものとします。

以上